

令和 5 年度管理建築士講習のご案内

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法により、管理建築士となるには建築士として 3 年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、登録講習機関が行う講習を修了しなければなりません。

■講習日・講習会場等

会場コード	講習日	講習会場	定員
4B-01	令和5年6月29日(木) 締切りました	静岡県建築士事務所協会 会議室	各日 6 名
4B-02	令和5年8月30日(水)		
4B-03	令和5年11月16日(木)		
4B-04	令和6年1月19日(金)		
4B-05	令和6年3月6日(水)		

・講習時間は午前 9 時～午後 5 時予定です。

・コロナウイルス感染の広がり等の状況によっては、日程変更等が生じる場合があります。

【受講申込書及び受付】

建築技術教育普及センターHP から申込書等ダウンロードしてください。（窓口配布はありません）

普及センターHP：<http://www.jaeic.or.jp/>

【受付期間】 4/10～各講習日の 2 週間前まで。但し、定員になり次第締切ります。（土日祝は除く）

【受付場所】 （一社）静岡県建築士事務所協会 本会事務局

〒420-0853 静岡市葵区追手町 2-12 静岡安藤ハザマビル 7F

TEL：054-255-8931 FAX：054-255-8955

【申込方法】 業務経歴のチェックがありますので、郵送前に必ず申込書本票と建築士免許証を F A X してください。 内容を確認後、事務局からご連絡しますので、それから本会事務局まで郵送してください。
その際に 84 円切手貼付・宛先明記の封筒も同封してください。

【受講対象者】

■将来管理建築士になることを考えている人

■管理建築士の変更を予定している事務所で、新しい管理建築士が未受講の場合

管理建築士を変更する際に新しい方が管理建築士講習を修了していない場合は管理建築士になることが出来ません。
そのため、修了結果が出るまでの期間は事務所の廃業となり業務が行えません。このようなことが無いよう、事務所に他に所属建築士がいる場合は、管理建築士講習を受講していることが望ましいです。

（注意）※本講習を 1 度修了している方は、再受講する必要はありません。（建築士定期講習は 3 年に一度受講）

■受講手数料 16,500 円（消費税・テキスト代を含む）

■修了者発表 講習月の翌月 20 日を予定

■問 合 せ 先 （一社）静岡県建築士事務所協会 TEL：054-255-8931